

あなたからの

# 消費生活トラブル情報が 被害防止の一助に

消費者の代わりに事業者に申し入れ活動・差止請求訴訟をする適格消費者団体とは

だまされた？

なんとかしたい

購入  
契約・請求  
解約



返金  
食品表示  
勧誘

私達、消費者支援ネットワークいしかわは2017年5月15日に全国16番目・北陸初の適格消費者団体に認定された消費者団体です。弁護士・司法書士・消費生活相談員等で構成されている専門部会で検討し、中古車販売事業者や結婚相談所等に改善の申し入れを行うなど、トラブルの拡大防止のために活動しています。

この度、消費者庁からの委託を受け、福井・富山の皆さんにも消費生活トラブルの情報をご提供いただきたく、説明会とミニ講演会を開催します。お誘いあわせの上、お気軽にご参加ください。

8月30日(木) 13:30~15:30

福井市地域交流プラザ 研修室603

福井県福井市手寄1丁目4-1 AOSSA 5階 電話 0776-20-1535

ミニ講演会

消費者団体訴訟制度とは… 申し入れ活動事例について

木村 基之

(弁護士)(金沢弁護士会所属・藏大介法律事務所)  
消費者支援ネットワークいしかわ 理事・専門部会長

説明会

消費者支援ネットワークいしかわの活動について  
消費生活トラブル情報提供のお願い

青海 万里子 理事・事務局長

新屋 康夫 理事・専門部会委員

参加費  
無料

お問合せ・申込み

適格消費者団体 NPO法人 消費者支援ネットワークいしかわ

〒920-0362 金沢市古府2丁目189番

担当  
笹谷・青海

TEL 076-240-1012 FAX 076-259-5963 Mail info@csnet-ishikawa.com

- 下記の参加申込み用紙に必要事項を記入し、FAXまたはメールにてお申込みください。
- 締切は開催日の5日前まで。(各会場定員に達し次第、募集を終了します) ● 定員 30名

参加申込み用紙

申込日  
年 月 日

8/30

所属		代表電話	
氏名			
氏名			